

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の状況

鹿児島県教育委員会が管理しており、昭和56年1月から県立博物館考古資料館として利用してきたが、平成12年に耐震診断を行った結果、耐震補強が必要である事が判明した事から、平成14年11月に閉館した。平成15年11月に立入禁止の柵を設置し、公開していない。

第2節 保護の方針

(1) 「興業館」建設時の思いと歴史的意義の継承

国登録有形文化財（建造物）である鹿児島県立博物館考古資料館は、明治16（1883）年、「県下商工業の改良発達をはかる」ことを目的として開催された「第2回九州沖縄八県連合共進会」に合わせ「鹿児島県立興業館」として建設された。同館の建設には、西南戦争（明治10（1877）年）で荒廃した鹿児島を産業によって再生するという県民の強い思いが託されていたと考えられる。

「鹿児島県立興業館」は「鹿児島県物産陳列場」、「鹿児島県商品陳列所」、「鹿児島県商工奨励館」と名称を変えながら、本県の産業振興施設として、その役割を担ってきた。その後、県立博物館として利用され、広く県民に親しまれてきた。

同館のこうした歴史的意義を明らかにし、後世に伝えるため、今後の活用を機に現在の「旧考古資料館」という名称から、建物にとってふさわしい名称への変更を検討し、その保存・活用を図りながら、これからの本県の将来に向けて建設時の思いと歴史的意義をつないでいく施設とする。

(2) 建築的価値の保存と顕彰

鹿児島県立博物館考古資料館は、明治期におけるわが国の欧化政策の象徴である鹿鳴館と同年に建てられ、本県の現存する石造建築としては、旧集成館機械工場（国指定重要文化財（建造物）、慶応元（1865）年竣工、現『尚古集成館』）に次いで2番目に古く、当時の石造技術を伝える建造物として貴重な価値を有している。

石造文化圏にある本県ならではの建築で、左右の対称性を重視し、両側端に入口を設け、洋風を基調としながらも、随所に散りばめられた和風モチーフの細部や、2階の高欄のインドのスツーパー（仏塔）風の擬宝珠など、特徴的な意匠の建造物として知られている。

大正3（1914）年の桜島大正噴火と昭和20（1945）年の鹿児島大空襲の2度の罹災を乗り越えて、数次の修復を受けながら活用されてきており、市街地の移り変わりを見てきた証人でもある。第一に建物の当初の部材を保存することにより、こうした建築的価値の顕彰を図る。また、保存と整備に当たっては、その計画から事業の過程を県民に分かりやすく伝えていく。

(3) 部分の設定と保護の方針

建造物については、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」（文化庁）に示された標準的な区分に準拠して、部分及び部位を設定し、保護の方針を定める。

保存部分 : 文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分。
 保全部分 : 維持及び保全することが要求される部分。
 その他の部分 : 活用または安全性の向上のために、必要な手続を経たうえで改変が許される部分。

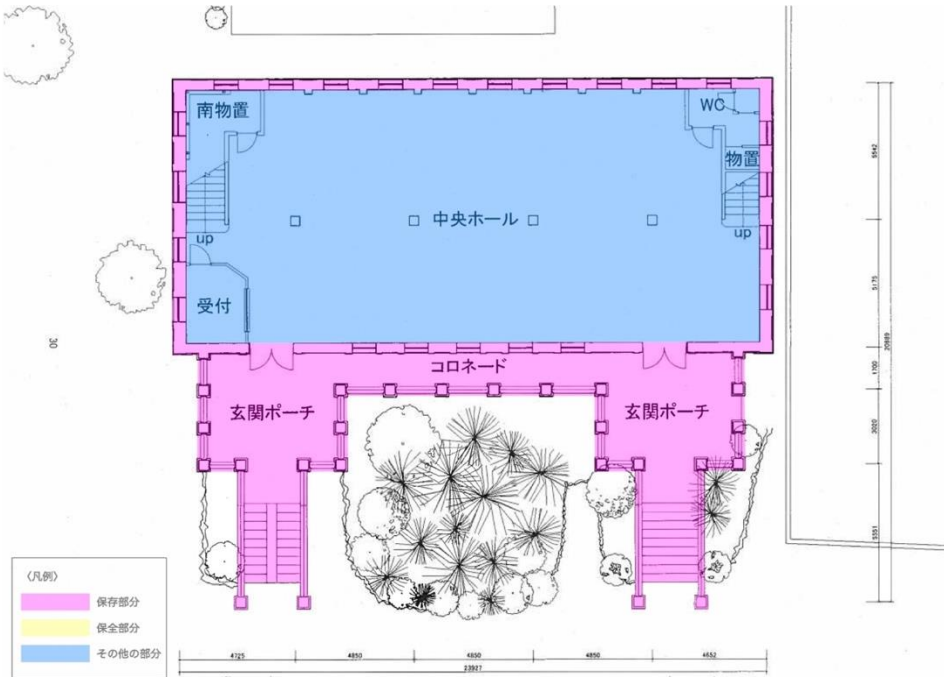


図2-1 部分の設定図 1階平面図

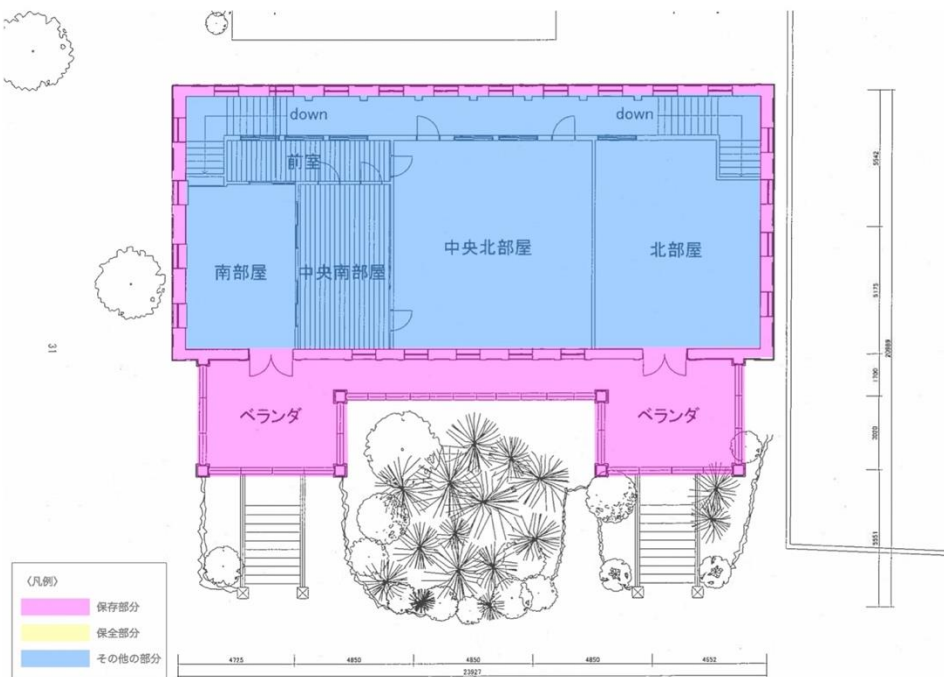


図2-2 部分の設定図 2階平面図



図2-3 部分の設定図 梁間断面図



図2-4 部分の設定図 桁行断面図



図2-5 部分の設定図 東側立面図



図2-6 部分の設定図 西側立面図

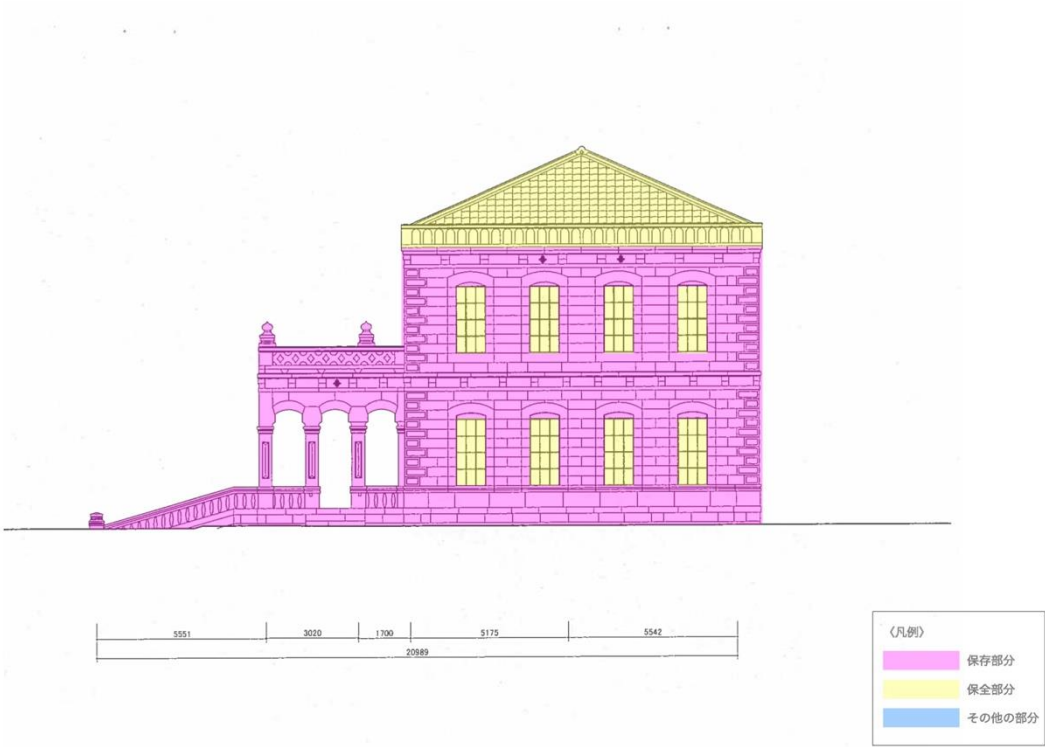


図 2-7 部分の設定図 北側立面図

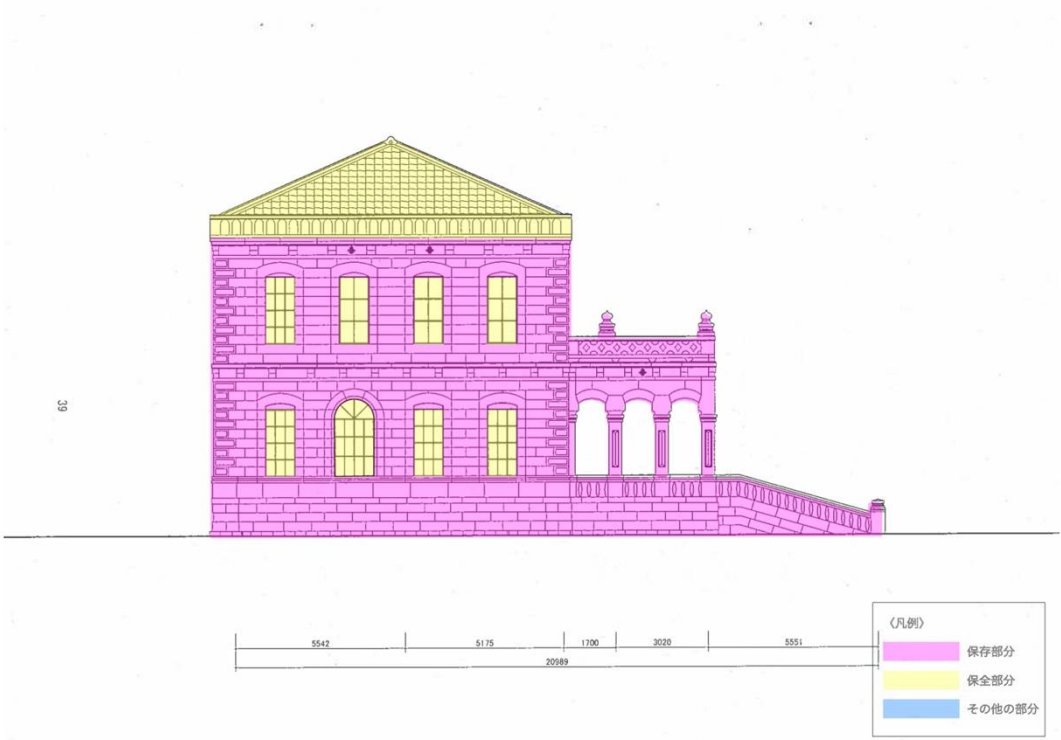


図 2-8 部分の設定図 南側立面図

(4) 部位の設定と保護の方針

基準1：材料自体の保存を行う部位。

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位。

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位。

基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位。

基本的に、各部位の設定にあたっては、その部位が構成する部分の区分に準ずるものとするが、特に保存が必要な部位あるいは活用及び補強等のための改修・改造が不可欠となる部位については個別に扱う。

外部

原則として、外壁は石壁が基準1、漆喰壁が基準2、屋根は基準2、復元することが望ましいパラペットと外部建具（アルミ製・鉄製）は基準4、とする。玄関ポーチの階段・柱・手摺及びベランダの手摺・擬宝珠は基準1とする。玄関ポーチ及びベランダの床については、下地となる玄関ポーチの四半敷の石貼り及びベランダの板石は基準1、仕上げとなるモルタルは基準2とする。

内部

原則として、建物の構造材及び当初材と思われる部位については基準1、保存活用において復元することが望ましい部分については基準2、及び新たに耐震フレーム等を設置する必要がある箇所については基準4とする。なお、第4節で述べる内装解体調査等により得られる知見により、随時部位設定の見直しを図るものとする。

表2-1 部位設定表

階	部位	基準	仕様	備考
2階	床組	基準2	大引・根太・床束	補強で加えた部材及び金物等は基準5
	ベランダ	基準1	板石	
	床	基準2	仕上げモルタル	
	内部床	基準4	板	
	軸部	基準2	柱・桁・梁	補強で加えた部材及び金物等は基準5
	天井	基準4	板貼り天井	
	小屋	基準2	トラス梁・挟み束・母屋・棟木	補強で加えた部材及び金物等は基準5
	軒	基準2	垂木・広小舞・野地板	
		基準4	パラペット	
		基準4	雨樋	
	屋根	基準2	瓦	
	外壁	基準1	石壁	補強で加えた部材及び金物等は基準5
	内壁	基準4	漆喰壁	補強で加えた部材及び金物等は基準5

第2章 保存管理計画

階	部位	基準	仕様	備考
2 階	建具	基準 4	框・棧・板	
		基準 4	ガラス	
	その他	基準 1	ベランダ手摺・擬宝珠	
		基準 2	階段・雨戸	
		基準 4	敷居・鴨居・幅木・廻縁	
1 階	基礎	基準 1	布基礎	耐震改修で新設したものは基準 5
	玄関ポーチ 床	基準 1	石貼り（四半敷）	
		基準 2	仕上げモルタル	
	内部床	基準 4	土間	
	軸部	基準 2	柱・桁・梁	補強で加えた部材及び金物等は基準 5
	天井	基準 4	板貼り天井	
	小屋	基準 2	梁	補強で加えた部材及び金物等は基準 5
	外壁	基準 1	石壁	補強で加えた部材及び金物等は基準 5
	内壁	基準 4	漆喰壁	補強で加えた部材及び金物等は基準 5
	建具	基準 4	框・棧・板・格子	
		基準 4	ガラス	
	その他	基準 1	玄関ポーチ柱・手摺	
		基準 2	階段・雨戸	
		基準 4	敷居・鴨居・幅木・廻縁	

(5) 部位の設定区分 (写真)

1) 外面 東面 1

瓦：基準 2

パラペット：基準 4

外部建具：基準 4

外壁（漆喰壁）：基準 2

外壁（石壁）：基準 1



東面 2

ベランダ擬宝珠：基準 1

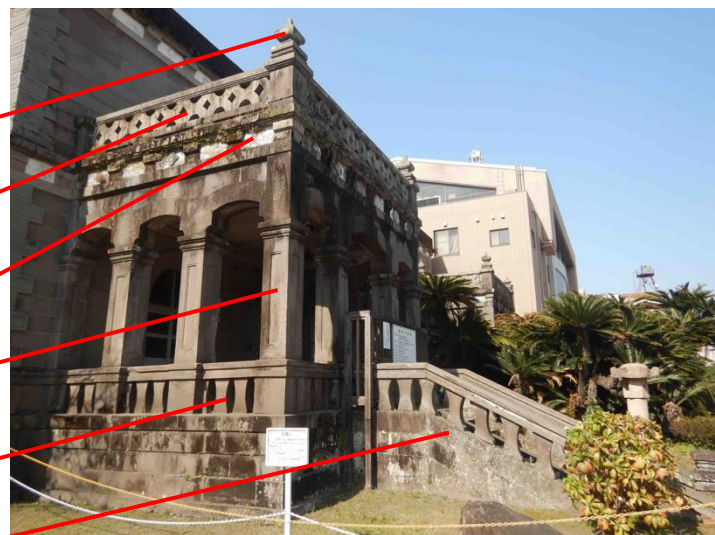
ベランダ手摺：基準 1

外壁（漆喰壁）：基準 2

玄関ポーチ柱：基準 1

玄関ポーチ手摺：基準 1

玄関ポーチ階段：基準 1



東面 3

パラペット：基準 4

外壁（漆喰壁）：基準 2

外壁（石壁）：基準 1

外部建具：基準 4

ベランダ床：基準 2



東面4 玄関ポーチ北側

天井：基準4

外壁（漆喰壁）：基準2

柱：基準1

手摺：基準1

床（石貼り）：基準1



東面5 回廊北側

梁：基準1

天井：基準4

柱：基準1

外壁（石壁）：基準1

床（石貼り）：基準1



東面6 回廊南側

天井：基準4

梁：基準1

柱：基準1

手摺：基準1

床（石貼り）：基準1



東面7 玄関ポーチ南側

天井：基準4

外壁（漆喰壁）：基準2

柱：基準1

手摺：基準1

床（石貼り）：基準1



南面1

パラペット：基準4

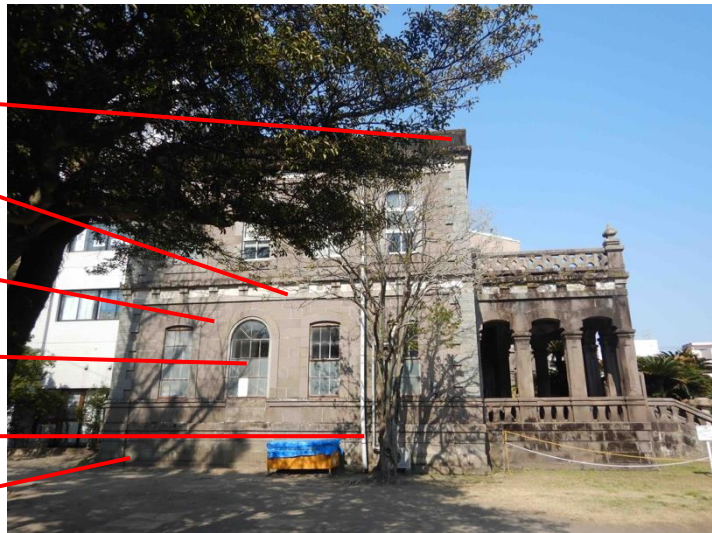
外壁（漆喰壁）：基準2

外壁（石壁）：基準1

外部建具：基準4

縦樋：基準4

基礎：基準1



南面2

パラペット：基準4

外壁（漆喰壁）：基準2

外壁（石壁）：基準1

外部建具：基準4

基礎：基準1



西面 1

パラペット：基準 4

外壁（漆喰壁）：基準 2

外部建具：基準 4

外壁（石壁）：基準 1

縦樋：基準 4



西面 2

外壁（漆喰壁）：基準 2

外壁（石壁）：基準 1

外部建具：基準 4

基礎：基準 1



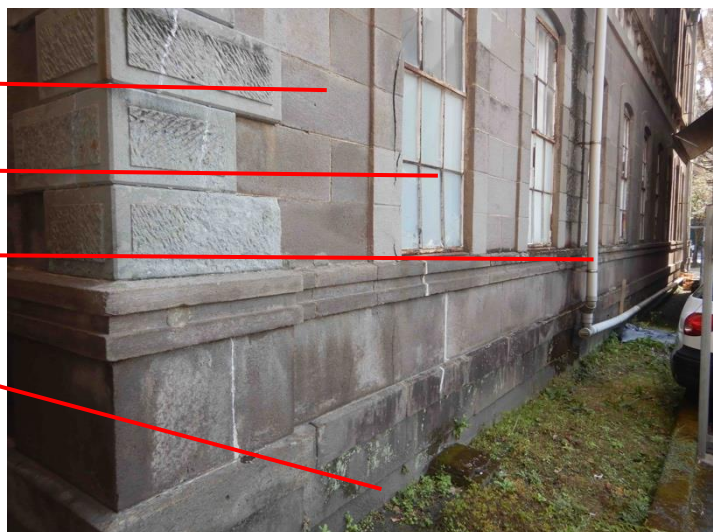
西面 3

外壁（石壁）：基準 1

外部建具：基準 4

縦樋：基準 4

基礎：基準 1



北面 1

パラペット：基準 4

外部建具：基準 4

外壁（漆喰壁）：基準 2

外壁（石壁）：基準 1

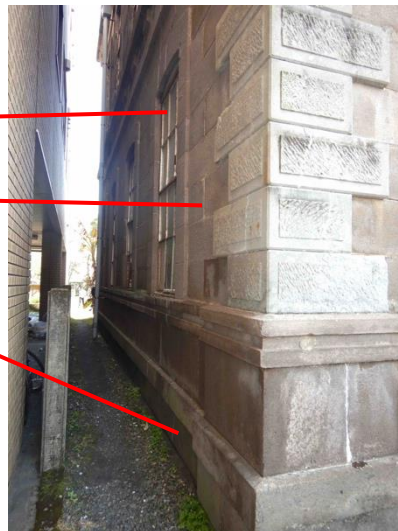


北面 2

外部建具：基準 4

外壁（石壁）：基準 1

基礎：基準 1



2) 内面1階中央ホール北・東

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

柱：基準2

幅木：基準4

床：基準4



1階中央ホール西・北

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

柱：基準2

幅木：基準4

床：基準4



1階中央ホール東・南

廻縁：基準4

天井：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



1階中央ホールニッチ

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

面台：基準4

幅木：基準4

床：基準4



1階中央ホール柱

柱：基準2

幅木：基準4

床：基準4



1階事務室北・東・南

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



1階事務室北・西・南

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



1階トイレ西・北

天井：基準4

内部建具：基準4

外部建具：基準4

内壁：基準4

床：基準4



1階トイレ西・北

天井：基準4

外部建具：基準4

内部建具：基準4

内壁：基準4

床：基準4



1階倉庫西・北

天井：基準4

廻縁：基準4

外部建具：基準4

柱：基準2

内壁：基準4

幅木：基準4



1階倉庫南・西

天井：基準4

廻縁：基準4

外部建具：基準4

柱：基準2

内壁：基準4



1階倉庫東・南

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

柱：基準2

上り段（石製）：基準1

床：基準4



1 階階段西・北

内壁：基準 4

手摺：基準 4

ささら桁：基準 4

踏板：基準 4

蹴込板：基準 4

上り段：基準 4



1 階階段南・西

外部建具：基準 4

手摺：基準 4

ささら桁：基準 4

踏板：基準 4

蹴込板：基準 4

上り段：基準 4



2 階階段西・北

天井：基準 4

廻縁：基準 4

外部建具：基準 4

内壁：基準 4

幅木：基準 4

踏板：基準 4



2階階段南・西

天井：基準4

廻縁：基準4

外部建具：基準4

内部建具：基準4

内壁：基準4

面台：基準4



2階階段南・西

内部建具：基準4

内壁：基準4

ささら桁：基準4

踏板：基準4



2階廊下東・南・西

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階廊下西・北・東

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階廊下西

天井：基準4

廻縁：基準4

外部建具：基準4

内壁：基準4

面台：基準4



2階前室西・北・東

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階前室東・南・西

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階南部屋西・北

天井：基準4

廻縁：基準4

内部建具：基準4

内壁：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階南部屋北・東・南

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

外部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階中央南部屋北・西

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階中央南部屋北・東・南

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

外部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階中央北部屋北・東

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

外部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階北部屋北・東

天井：基準4

廻縁：基準4

外部建具：基準4

内壁：基準4

幅木：基準4

床：基準4



2階北部屋

天井：基準4

廻縁：基準4

内壁：基準4

内部建具：基準4

幅木：基準4

床：基準4



第3節 管理計画

(1) 管理体制

当面は、鹿児島県による管理体制を維持するものとする。建造物の維持管理を行い、県民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。整備後は、夜間の防火・防犯のための機械警備の管理に関わる業務については、民間の業者への委託を検討する。

中・長期においては、県民への本建物活用の機運醸成を図りつつ、幅広い主体の協働による活用を視野に公民連携を検討していく。活用内容の確定後は、指定管理者制度の導入も検討する。

(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

鹿児島県は、当該建造物とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。

2) 建造物の管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、記録を採り、今後の保存修理の参考資料とする。

3) 管理上の留意点

管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避けることとする。

表2-2 日常管理項目

屋 根	○瓦の損傷・ずれや雨漏りの点検 ○内樋・堅樋の詰まりの点検及び清掃	天 井	○雨漏り跡の点検 ○天井の孕みの点検
外部建具	○ガラスの割れ・汚れの点検 ○金具類（蝶番等）の手入れ	内部建具	○建具の破損・汚れの点検 ○金具類（蝶番等）の手入れ
外 壁	○石壁のヒビ・剥離・汚れ、小壁の漆喰のヒビ・剥離・汚れの点検 ○植物の繁茂の点検	内 壁	○漆喰のヒビ・剥離・汚れの点検 ○雨漏り跡の点検
床 下	○蟻害箇所及び蟻害想定箇所の点検	床	○床板の破損、土間のヒビの点検
基 礎	○礎石のヒビの点検	金具類	○錆に対する点検（汚れの除去）
外 部	○玄関ポーチの石柱のヒビ・剥離・汚れ、小壁の漆喰のヒビ・剥離・汚れの点検 ○ベランダの手摺及び擬宝珠のずれ・欠損の点検		

※通常点検は目視等により行う。

第4節 修理計画

(1) 内部解体調査等

令和4年度～5年度において、耐震計画の策定及び実施設計を行っていく。その中で戦後に施工された内装材を撤去して内部軸組を露出させ、戦後修理の状況を把握し、部分的保存または記録保存を行う。

- ・内部解体調査（1階床、1・2階天井、壁・柱の内装材及び内部間仕切りの撤去）

- ・ 剪定（鹿児島県指定天然記念物のソテツ・バショウ、定期的実施）

（2）今後の保存修理計画

今後の保存修理計画としては、中期（令和6年度～7年度）及び長期（令和8年度以降）に分けて、優先度の高いものから、また活用内容の進捗状況に合わせて手戻りがないように修理工事を行っていく。

すなわち、中期においては、不特定多数の利用を想定した安全性を確保するために、可逆性を持った耐震補強を行う。（木部解体、防蟻処理、外壁補修、軽装備の内装などの工事含む。）

また、長期においては、文化財的価値を高め、開かれた活用を図るため、これまでの改修履歴を調査し、復原時期や階段やパラペット及び屋根飾り、開口部等の復原内容を検討する。

《検討例》

・ 復原

階段（上り口の痕跡に基づき検討）、屋根飾り、開口部（窓サッシの棧の意匠を三つ割の上げ下げ窓から二つ割の両開き窓へ復原、2階ベランダへの出入口のアーチ状欄間サッシの棧の意匠を二分割から放射状及び同心円状に分割へ、東側開口部に鎧戸を復原について検討）、パラペット及び屋根飾り（明治16年の建築当初の石製あるいは大正3年の地震後に修復された鉄製パラペット及び屋根飾りへの復原を検討）

・ 活用方法に応じた対応

内装、設備（電気設備など）、防災設備（火災警報設備など）

・ その他

外構、サイン、剪定

ただし、その間に得られた知見を基に、具体的な修理方針については随時修正していくものとする。